

### 第3回 徳島県いじめ問題等対策審議会 議事録

日 時 平成31年1月11日（金）午前10時から正午

場 所 県庁 10階 特別大会議室

出席者 10名（5名欠席）

会議概要

#### 1 開会

(1) 教育委員会あいさつ

(2) 会長あいさつ

#### 2 協議

(1) 「ネットいじめ・トラブル防止啓発資料」について  
（いじめ問題等対策検討部会から報告）

(2) 「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」について

(3) 「平成30年度携帯電話等の利用状況アンケート調査結果」について

#### 1 (1) 会長挨拶

会長 対策審議会は近年、年3回開催している。本年度も5月、9月に続いて今回が最後となる。並行して対策検討部会も3度開いていただき、すてきな啓発資料ができてうれしく思っている。みなさんのお知恵を束ねて、デザインや内容も含めて少しでもいじめ防止等に役立ったらよいと思っている。

本日は啓発資料の説明の後、2件の報告をいただき、そのことについて意見交換し、更には来年度の取組に向けても御意見をいただけたらと思う。

#### 2 (1) いじめ問題等対策検討部会から報告

部会長 昨年9月26日に第2回、11月12日に第3回対策検討部会を開催した。前回の対策審議会で皆様方から様々な御意見をいただいて、保護者啓発資料の原案を作成し、それをもとに最終的な資料を作成した。

第2回対策検討部会では原案の修正点について協議を重ね、10月にもう一度みなさんに修正案をお送りして、本当に細部にわたって御検討いただいた。全ての御意見を網羅してこの中に収めるのは難しい作業であったが、第3回の対策検討部会で更に協議・検討し、今お手元にある保護者啓発資料を作成した。皆様には御協力をいただき、ありがとうございました。

作成した啓発資料が確実に保護者の手元に届いて、これを参考に家庭でも児童生徒とともに話し合いを重ね、少しでも有効に活用できるように願っている。保護者との面談の時に直接お渡ししたり、学校のホームページで配付の案内を掲載していただいて、保護者に周知してもらうことで家庭内での話し合いにつながるありがたい。委員の皆様にもそれぞれのお立場で、この啓発資料が有効

に活用されますようお願いしたい。

- 2 (2) 平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果  
2 (3) 平成 30 年度携帯電話等の利用状況アンケート調査結果について事務局より説明

## 質疑

委員 いじめの解消率について、昨年は 91.8%，その前は 97%と聞いたが間違いないか。

事務局 いじめの解消率は、平成 29 年度が約 88%と説明したが、平成 28 年度は約 92%，平成 27 年度は約 79%（一定の解決が図られたが継続支援中を含めると 97%）であった。いじめが解消している状態は、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも 3ヶ月継続していること。また判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認することとなっている。

委員 不登校の要因で、何らかの原因があって不登校になるのは分かるが、無気力が小・中学校で出ている。具体的にどのような状態で無気力と指しているのか。小学校で無気力とはどんな状態か分かりにくい。

事務局 本人に係る要因を「学校における人間関係に課題がある」、「遊び、非行傾向」、「無気力傾向」、「不安傾向」、「その他」に分類している。その中で、学校での学習や活動に対する意欲が低い場合に「無気力傾向」として分類されている。

会長 不登校の要因の選択肢は、文部科学省の調査項目に既に決められており、学校はそれを選んで入力している。なので、どういう意味で、何が起きているということは反映されにくい。具体的な児童生徒の不登校の要因としてどれを選べばよいかは正直難しい場合もある。あまり分類することに意味があると思えない時もある。一つの目安として、「対人関係なのかな」「不安かな」「無気力かな」と考え、全体的な傾向を知る意味はあるが、一人一人の子供の生きづらさや、不登校でどんなことに苦しんでいるかは見えてこないような気がする。

それでは引き続き、今の 2 件の調査結果について御意見、御提言をいただき、合わせて来年度、どのようなテーマで対策検討部会で取り組んでいただくかも少し話題にしたいと思う。

まず、問題行動調査について、昨年度も議論があったと思うが、小学校での暴力行為件数の増加が全国的に増える傾向にあり、本県においてもこの数年で 9 倍になっている。そのことで先ほど御説明いただいたが、いじめの認知件数が増えたことと同じようなニュアンス、つまり、教師がアンテナを高く張って些細なことも見逃さずにカウントしたから件数が増えたという面もあるだろう

という意味で聞いていた。

ところで、「些細なことも見逃さないようにしたから件数が増えた」という面だけなのか。教師が見つかる見つかないはともかくとして、そもそも起きている件数が増えてきているのかどうかというあたりはどのように分析しているのか。

事務局 増加率の高い学校に様子を確認したところ、低学年で少し手が出たようなケースもカウントしたということで、全体的に暴力が増えて危険な状態であるということではないと回答を得た。

委員 事務局からの報告のとおり、学校では些細な子供同士のトラブルもカウントしている。暴力行為より暴言の方が気になる。友だち同士や教師に対しても、グサッとくるような言葉が多いので、3学期は言葉遣いに気をつけてということをして学校全体で取り組んでいる。

会長 小学校で増える一方で、中・高校では横ばい、あるいは減っているのは全国的な傾向である。一昔前のやんちゃな子や非行タイプの子は激減しているとよく聞く。でも、学校関係者の方々の意見は、それで良かったというニュアンスではない。何か不気味というか、問題が水面下に移った、つまりこの現実の世界の中から2.5次元、ネットの世界とかにフィールドが移っているのではないかと知っている人もいて、それも一理あるなと思ったりする。

委員 警察が認知したいじめの数は極端に増えているというわけではない。いじめに関する相談数は平成23年以降は減少傾向にあったが昨年は若干増加した。数字を簡単に説明すると、平成29年中のいじめの相談数は28件で前年対比10件の減であった。内訳について、相談者は少年自身が5件、保護者22件、その他の者1件。相談内容では、嫌がらせ11件、暴力行為8件、悪口等言葉の問題5件、無視・仲間外れ3件という数であった。

平成30年中は、41件の相談を受けており、少年自身からの相談は5件、保護者から27件、その他の者からの相談は9件であった。相談内容は、嫌がらせ16件、悪口9件、暴力行為8件、無視・仲間外れ1件という状況であった。爆発的に増えているというよりは、10年単位で見ると若干減少傾向であったが平成30年は少し増えた。

まだまだ警察に対する相談は垣根が高いという感じがしているところである。事件にした事案は、平成29年は暴行・傷害で3件、5名を検挙している。昨年は検挙はない。全体的に、警察に相談があり事件にしている数は少ない。

会長 警察に子供や保護者の方々が相談されたときに、今説明があったように、いじめであるだけでなく、暴行であったり名誉毀損であったり、法に触れる行為は警察として一定の対応をされるであろうが、例えば「悪口を言われる」とい

った場合には警察としてどのような対応をされているのか。

委員 いじめホットライン等の電話で相談を受ける場合が多いが、アドバイスするとか、学校の担任の先生に相談をすすめるとかの助言がほとんどになる。暴力行為等について保護者が大げさにすることによって、後々の学校生活に困ったり、支障が出る場合が多いが、骨折しているとか、陰部を撮影したものをSNSに載せて拡散しているとか、性的暴行などについては事件化せざるをえない。

そのような場合、学校関係者が詳細・事情を聞いて、その事実を特定して本人にも反省させるということで、寄ってたかって事情聴取をしている。そうすると、被害者が話した内容を全部被疑者にぶつけている。こういうことをしただろう、こういうことをしただろうということになると、後々事件にする時に非常に困る。先生に無理やりこういうふうにいわれて認めたと答えられると、被害者しか知らないことは被疑者しか知らないことに当然なる。それを全部ぶつけてしまうと自分の体験談として話したのではなく、先生に言われたから知ったので、それを認めただけとなり事件として立件することが困難になる。

明らかに事件になる事案については、まず警察で事件捜査をするということをして頭に置いて、関係者で事情聴取してしまうということになると、後々やっていないということの抗弁になってしまっ、立件する上で証拠がなくなってしまうことになるので、早期に警察に連絡、相談していただきたい。

会長 とても勉強になった。学校現場も何年か前からチーム学校ということで、関係機関との連携が大切だと言われている。それが抽象的なかけ声でなく、専門性がお互い違うからこそ連携が重要であること、学校は今お話のあった「立件の難しさ」ということなども念頭に置いて連携しなくてはならないことがよく分かった。

先ほど、不登校の要因の「人間関係に課題があった」の中に、いじめ的な内容はないかという御質問があったと思う。いじめによる不登校で、一定の日数を超えると重大事態になる。年末に某新聞社から、全国の教育委員会に重大事態を公表しているかどうかを問い合わせているが、公表についての見解を求める取材があった。文部科学省は、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」（平成29年3月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」）としており、文部科学省に対する総務省の勧告（平成30年3月、いじめ防止対策の推進に関する調査＜結果に基づく勧告＞）でも、「国の基本方針等に基づき適切な対応をとることについて周知徹底する必要がある。」との所見が示されている。重大事態を公表するかしないか、あるいはどこまで公表するかしないかについて、本県ではどうなっているのかを教えてください。

事務局 重大事態に対する御質問ですが、いじめ防止対策推進法が制定された平成25年以降重大事態がしっかりと規定されたが、現在のところ5年間、徳島県では重大事態の報告はない。重大事態は、生命・心身・財産に重大な被害が及ぶ

場合、また長期にわたって子供が不登校に追い込まれる状況が重大事態ということだが、きっかけはいじめで欠席しがちになった事例が昨年であれば10件程度あったかと思うが、それについて重大事態であるとの報告は受けていない。

会長 重大事態が発生してないということは、徳島の教育の成果であるとともに、子供たちも偉いと思う。また、保護者の方の協力もあってということだと思う。

いじめ解消のことも御質問があったと思うが、今回の調査結果では88%くらいが解消されたということだった。解消については、文部科学省が、いじめの行為が止まって本人が苦痛を感じていない状況が3ヶ月続くという要件を示しているが、解消率が8割~9割というのが多いととらえるか少ないととらえるか、難しいところがある。実際の事例や芸能人が自分のいじめ体験を書いた本などを読んでいたら、いじめ被害による心の傷は極端に言うと何年もずっと忘れずに抱えている。短期間で簡単に消えるわけがないとも思う。どうやって苦痛が無くなったと判断しているのか、これは問題行動調査では読み取れないが、私たち大学の研究者が、学校現場の先生方と共同し事例研究的に議論すべきことだと思う。学校や保護者が介入していじめ行為が止まった後に、いじめられた子が心に受けた痛手がどんなふうになっていくのかは、解消率のパーセントだけでは分からないと思う。

委員 フィルタリングについて、以前何かの勉強会で今の小学校4年生以下は、これから100%携帯やインターネットに関わると聞いた。フィルタリングについては引き続き、このようなリーフレット等を作成して子供たちを守る手立てを継続していただきたい。

また、いじめについて、大人になってもいじめはあると思う。苦しいことがあった時にそれを乗り越えていけるための取組もお願いしたい。

会長 今、2つの御意見をいただいた。一つは、今年も取り組んだが、引き続き、フィルタリングを始めとしてネット社会、ネットの時代を生きていく上で留意すべき点を呼びかけるといふ、そういうテーマも大事ではないか。

もう一つは、保護者の立場から言っていると思うが、行政や国の立場から言うと、いじめは「あってはならない」という論議からしかスタートできない。ある面、学校もそうかもしれない。もちろん「あっても仕方ない」わけではない。けれども、私は、「あっても仕方がない」とは思わないが、「あってはならないと言っても仕方ない」と思っている。

いじめは、今の子供たちだけの病理なのではない。誰もが持っている人の心の間の問題である。そこを一步間違えたら、いじめ防止の話が単なる禁止・管理の話になっていく。どうやって教師がいじめを見つけ出すか、それも大事だが、委員がおっしゃるとおりで、「そもそもいじめとは何だろう」「どうして人は人をいじめなのか」「いじめられた時にどうそれをはね除けて立ち上がったらいいいのか」などを考えることが大切だという意見に共感を覚えた。

そのような観点は、法律や基本方針には出てこない。法律や基本方針は、どう問題をチェックして取り締まるかという防止対策で、管理の話である。対策論だけではなく人間論・教育論としていじめ問題を考える取組は、こういったいろいろな立場から来られている方の知恵を合わせて、私たちがリードしなければならないと思う。

事務局 フィルタリングの徹底については、今後もチラシやカード等を配付していく中で、より徹底していきたい。インターネット環境整備法が昨年2月1日に改正されて、フィルタリングを基本的には原則義務づけるとなっているので、このあたりはより強化していきたいと考えている。

いじめの対策については、特に本年度は予防・相談・学びの三つの分野から対策をすすめてきた。先ほど委員がおっしゃった、いじめに打ち勝つ力や相談というところで、例えば相談体制という意味ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、24時間子供SOSダイヤル、また昨年はLINEを使ったSNS相談を中・高校生に実施した。

予防という点では鳴門教育大学に御協力をいただいて、徳島版予防教育ということで、子供たちの対人関係能力を付けたり、いじめを予防するための力を付けていくということで年1回講演会を開いて、予防教育の取組をしている学校を増やしていこうということで取り組んでいるところである。

また、子供たち自らが立ち上がって、いじめをなくしていくために積極的に考えていこうということで、いじめ防止子ども委員会の設置を段階的に進めている。本年度の途中からスタートしたので全ての学校に広がっているわけではないが、この取組は今後の徳島県のいじめ対策の大きなカギを握っていると思う。3年間で全ての小・中学校に広めたいと考えている。そういったあたりで、今後もいじめ対策を積極的に推進して参りたい。

会長 今お話いただいたとおり、県教育委員会も法・基本方針に基づいた対応を学校に対して指示されると同時に、多様な取組をしておられる。それは先ほどの言葉で言うと、いじめが「あってはならない」という話と違って、「あること」をどう子供たちと一緒に考えていくかということで、大事な取組だと思う。

ちなみに、今日配っていただいた「みんなでいじめを防ごう」のリーフレットを見せていただいて、おもしろいなあと思ったのは、5ページの真ん中あたりの「第三者的立場とは…」と中学生男子が書いてある部分、これはなかなか深い。第三者と言っても、この子が言っているのは子供たちの中での第三者という意味で、被害者・加害者・観衆・傍観者のいずれでもない仲裁する立ち位置という意味で言っていると思う。

世間的には、何か問題が起きたらすぐに第三者委員会と言う。今、文部科学省は、「第三者委員会はできるだけ被害者に寄り添え」と言っている。実は私たち大学関係者の研究会でも、そこは問題になっている。まず被害者の気持ちを共感的に理解するのは当たり前だが、第三者委員として真相究明する時に、

「被害者の側に立つ」と言った瞬間に「中立性の担保」はどうなるのという問題が出てくるのではないかと、私たちの中でも議論している。

そんなことを考えてみると、先ほどの中学生の意見は中学生の立場からよく考えていると思った。建前で「とにかく被害者を守る」とは言っていない。加害と被害という問題はそんなに単純なものではないということを、この子たちは分かっていると思う。明らかに一方的な加害と被害の関係ならそれは決して許されない話だが、多くの場合、人間関係におけるトラブルは、両方の側に拙さがあって関係がこじれているということを知っているのだと思う。そういう意味でこの中学生の意見は深いことを言っていると思った。被害者にも加害者にも、観衆・傍観者にも簡単には付かないという意味と私は読んだ。良い意味で冷静だと思った。関係性がこじれた時にどうやってその複雑な関係性のこじれを解いていくか、よく考えていると思った。その上で勇気ある行動と書いてあるのが、大人も参考になると思いながら見せてもらった。

この取組も含めて、「あってはならない」だけでなく、「あったことにいかにかかわるか」を、みんなで考えるという観点で、これからも取組を進めていただけたらありがたい。

委員 本校は児童会の子供たちがいじめ防止子ども委員会を兼ねている。七夕集會を企画したり、秋にはなかよしの実を实らせようと、友だちにしてもらって嬉しかったことや自分が友だちのために頑張れたことを用紙に書き込んで、みんなが通るホールに掲示したりした。

2学期、11月末には人権集會があり、そこでも各学年が取り組んできた発表とともに、いじめ防止子ども委員会からいじめのない学校にするために何か作戦を立てようと各クラスに提案があった。各クラスでこんなことをしたらいい、明るい、みんなが気持ちよく過ごせる学校になるのではと考え、代表委員会で話し合っていた。まず、挨拶ができる学校にしようということと、声を掛け合える学校にしようということが決まった。先生がこうしようと言うのではなく、自分たちでこうしたらこんないい学校になると考えたので、クラスの子たちもそれを意識して取り組むようになってきていると思う。

子供たちが考えることがすごく大事で、「あなたたちがこうしたら良くなると思ったんだね。それを続けていけるように頑張ろう。」と、こちらもプラスの言葉掛けができるのでいいと思っている。また引き続き取り組み、もっともっといい学校になっていけたらと思う。

全国いじめ問題子供サミット参加に向けても、学校で取り組んでいることを子供たちが自信を持って話せるように、6年生が頑張っている練習を行っている。

会長 七夕集會は毎年行っているのか。

委員 昨年も七夕集會はあった。願い事の発表が、こんな学校にしたいとか、こんなクラスにしたいとか、意識する方向が変わってきた。

会長 余談になるが、ある学校でネット上のトラブルにも触れる講演をしたことがあるが、その日がたまたま七夕の日（7月7日）だったので、1年に1回しか会えないという牽牛・織女の物語に引っかけて、いつも（携帯などで）つながれたら便利だが、それは待ち遠しいという楽しさを奪うものかもしれないと話したことがある。そう考えると、「七夕」の行事は意味が深い。七夕には願い事をするが、「願いとは何だろう」と考えていくと教育的に深い取組になると思いながらお話をうかがった。

委員 暴力行為について教員のフォローは、市町村で警察OBや弁護士によるサポートがあると思うが、実際、教員や学校からのSOSを受けた実数はどうなっているのか。教育委員会に届いた教員からの相談や、解決したい事案があって警察OBや弁護士の意見を聞きたいなどの問合せはあるのか。

事務局 事案によって、少数だが警察に相談して対応した方が良いとかのアドバイスをすることはある。どちらかというと、そのような相談の前に学校が警察に相談していて、対応中にこちらへの報告はいくつか受けている。警察が入った事案は報告をいただくことになっている。

委員 不登校について、本とか講演会でいじめにあった方が「私はいじめにあったから不登校になった。」「不登校から頑張って外に出て行けるようになった。」などの話をよく聞くが、いじめで不登校なのかどうかの分類ができていないので、何となく数字があってもいじめと不登校がピンとこない。保護者としてはもっといじめという数字があった方が分かりやすいと思う。不登校の傾向で不安とか無気力と言っても本当にいじめかどうかははっきり分かりにくい。

事務局 不登校の要因については、個人に関する要因と学校や家庭に係る分類が問題行動調査にはあり、個人に関する分類では学校における人間関係に課題を抱えているなど大きく5種類に分類される。その中で原因がいじめに起因するもの、いじめを除く人間関係の問題、教職員との関係、学業不振、進路の不安など9種類に分ける分類もある。それでいくと、いじめが小学校で2件、中学校で5件、高校で2件となっている。

多くの場合、重大事態として扱っていないが、その理由は先ほど申し上げたように複数回答になっており、いじめだけが原因となっているのではない。これがはっきりいじめだけに起因するものだと断定できない状況になっている。

会長 確かに、こんないじめ経験があったとか、それで学校に行きづらかったという話をテレビなどでタレントが言っていることがあると思うが、問題行動調査の定義等は一般的には細かいことは分からない。

問題行動調査では欠席30日以上の子童生徒を不登校として報告することに

なっているが、ある程度の傾向を知るために、また、経年変化を見るために、文部科学省は「30日以上」としている。しかし、それも確固たる根拠はないように思う。現場の教師からしたら、30日でなくても1週間、それどころかたとえ1日、2日でも、児童生徒が連絡無しに欠席したら、それだけで教員は間違いなく動く。でもそれは、問題行動調査上は不登校にカウントされない。統計的な処理のために、日数のことも含めて問題行動調査は細かく定義があり、学校はそれに該当するものを入力している。そのような調査によって大きな傾向はつかめるが、細かなニュアンスは、具体的に学校の中で議論し、場合によっては教育委員会と連携して丁寧に検討する中でしか見えてこない。私は昔、学校現場で問題行動調査を入力した時に、「30日以下の欠席者はどうなるのだろう」と思っていた。そう思いつつ、定義がそうなっているので、欠席30日以上の子供数だけを入力していた。しかし30日に達していないので30日までには放っておいていいと考える教師などいない。欠席が何日であろうが（問題行動調査の不登校に該当しようがしまいが）教師はみんな、その都度動いて対応している。

委員 資料1の数字を見ていくと、実際子供の数が減っている中で発生件数や認知件数、人数の減少だけで安堵してはいけないと思った。数字も問題を把握する上で重要だが、1件1件を大切に見ていくという意味で、学級や学校など小さな単位で一つ一つの事例を重要に捉えていくことが大切だと思った。

また、いじめ防止子ども委員会のリーフレットから、防止や早期解決を子供たち自身が考える機会があると知って、すごくいい機会だと思うと同時に被害者のケアの部分を考える機会は少ないと感じた。このように防止・解決を考える機会があったり、LINEを使って相談できるということで、近年、防止・解決・相談の面は取組がしっかりされていると感じる。

しかし、事件の解決が被害者の解決ではないと思うので、スクールカウンセラーなどの活用も大事だと思う。また、被害者が生活している環境の中で一番近い存在が友人で、心が前向きになるために友人の影響が大きい。子供たち自身が被害者の心をケアするための方法などを考える機会を設けてほしいと思う。また、そういう取組があれば知りたい。

会長 確かに、児童生徒数が減っているので、単に発生件数が減ったと喜んでいると見誤ることもある。いただいた資料にも、発生件数と合わせて、千人当たりの件数（発生率）を書いてくださっており、両方のデータを見るのが大切だと思う。

被害者のケアについて思ったことがある。子供たちが自分たちでいじめ問題について議論するいくつかの取組に、助言者として入ったことがある。子供たちはみんな積極的に発言していたが、ある大学生がこんなことを言っていた。今の若者は、生の（現実の・リアルな）人間関係では基本的には「本当のこと」は言わない。生の人間関係で話すのは建前の話である。そして、「本当のこと」

は、LINEやSNSの場で、更にもっと深いドロドロした話は別アカ（アカウント）・裏アカでやり取りしている。つまり、「本当の気持ち」は生の人間関係では出てこないということだった。それは、本音と建前が完全にスプリット（分裂）しているという感じかもしれない。一步間違えると、子供たちの話し合いは、簡単には本音で語り合う場にならず、微妙に大人を忖度して、たぶんこの辺が落とし所だということで建前的に動いていることがある。

ただそこに、時々（いい意味で）イレギュラーな意見が出てくる。そちらの方がおもしろい。たとえば、「みんな仲良く…」という話になっている時に、「気の合わない人もいるので距離を置くことも大事ではないか。」というような意見が出たこともあった。周りの子は少し戸惑っていたので、話を深める方向に私が少し介入した。そんなことも含めて議論しないと、話し合いも建前的なものになるのかなと思う。

発達段階的には、小学生はそれほど本音と建前を使い分けられないし、素直に「これが大事」というからいいが、たとえば高校段階では「みんな仲良く…」というような建前の言葉は生徒には届かない。もう一工夫、二工夫しないと人間関係がどうあるべきかということは伝えられない。そんな難しさも感じた。

もう一つなるほどと思ったことは、「被害者の存在を想定した取組が大切だ」という御意見。「いじめはどこの学校でも起こり得る」ということで、国立教育政策研究所の調査でも、かなりの数の子供が被害・加害の経験を持っている。つまり、どの学校・学級でも被害者はいるわけである。なのに一般論で「いじめはダメですね」「仲良くしましょうね」というのは、被害者にとってはどうなんだろうか。これは同和教育・人権教育でも言われたことだが、例えば部落差別について、「世の中には部落差別があって、そういうのはいけませんよね。」というような一般論的な言い方は、「この場には部落出身の子はいない」ということを前提としているようになっている。しかし、ある大学の先生は、善意に基づくものであったとしても「世の中にはこんな問題があって、こんなかわいそうな人たちがいる」という言い方はリアリティを欠いていると指摘していた。教室には厳然と地域の子がいる場合もあるわけであり、その子たちにとつたら、そのような一般論的な解説はつらいのではないか。同じような問題が、いじめを語るときにも生じていないかと感じた。

一般的な「いじめ」があるのではない。たとえば「バイキン」と言われ苦しんでいる子も現にいる。その子たちがどう受け止めるかという観点も必要ではないかという趣旨の御意見だと私は解釈した。私も、いじめ問題においても、当事者の存在を想定した取組が重要だと思っている。

東京のある市のいじめ問題を考える子供サミットの話を知ったことがあるが、そのときも、私は両面を感じた。一つは、子供たちの熱心な活動が「素敵だなあ」ということ。けれども、もう一方で、結果的にはそこで出てくるメッセージは、他の取組とほぼ同じような内容になっている。それを更に深められたらいいなという思いはずっとある。繰り返すが、「みんな仲良くが大事だね」「悪口は言わないよね」という議論がなされている場に、実は「バイキン」と呼ば

れ続けた子がいるわけである。一步間違えたら、建前の議論の中で、その子は「自分の苦しさを分かってもらえない」と思うのではないかという気もする。「そんな一般論じゃない」と。「私がそうだったのに…」と。そんなことを乗り越えていく取組も、若い委員の御意見を入れながら考えていけたらいいと思った。

委員 高等学校の不登校について、無気力傾向がある生徒に関しては日々対応をしているが、無気力だから学校に来ない生徒もいるが、最近は無気力でも学校には来る生徒が増えている。ただ、その生徒は遊びの場としてやって来るだけであって、学校に対しての目的意識や人生の目的意識も無いし、学校に対する価値というものが見い出せてなく、学校全般に対して非常に無気力である。そこで楽しくみんなと過ごして、進級や卒業が難しいという話になったら、「諦めている」、「3月までなので」といった感じの生徒が増えている。指導も非常に難しく、心の芯の部分を作っていくにも本人が諦めており、どうもっていけば良いかというまま3月を迎えて、転学や退学という生徒が少しずつ増えてきている。

また、学校では進路のミスマッチも感じる。入ってみたものの自分が思っていたのじゃないとか、先生に勧められたから入ったが実態は違っていたという生徒が無気力傾向になってしまう。高校ではそのような生徒に対してどうしていくべきなのか、教員で常に話をしている。

携帯に関しては、高校では持込み許可をすとか申請を出したりはなく持ち込んでいる。授業中に使わなければ大丈夫というスタンスになっている。小学校は持っている数が多くなっているが、持込み自体が禁止になっているのかなと疑問に思った。また、中学校でも許可制なのか、持込みを禁止にしているのか分からないが、高校に入って普通に授業中に触ってしまう依存症の状態に入ってくる生徒は多く見られる。本当に依存で自分で止められない。触っていないと不安になる。常に無意識のうちに触っているというのは、高校の段階で持ち始めた生徒ではないのだろうと思う。依存症になっている生徒に関しては高校で指導していくのも非常に難しい。「預かってあげようか？じゃないと触ってしまうでしょ。」と言うと、すっと出してくるくらい自分で依存だと感じている生徒が増えている。小・中学校から依存症にならない対策が必要だと思っている。

また、保護者面談をしていると子供の感じている使用時間の感覚と、保護者から見る使用時間の感覚がすごくズレている。生徒は2時間くらいしか触っていないと言うが、保護者から見たら帰ってきてから寝るまでずっと触っている。それが感覚のズレというか、今の子供のネット依存とかそういうものに対する怖さなのかと思う。保護者もルールは作っているが、子供が守ることはないだろうということで、保護者自体も完璧に管理できるわけでもなくまいている。

禁止とかではなく、携帯無くしては社会が回っていかない状態なので、うまく使っていける教育を目指して小・中・高校が連携しながら向き合って、のめ

り込むのではなく使用する一つの器具であるという感覚を養っていくことが大切なのかなと、高校の生活の中でよく感じる。

会長 小・中学校では学校への持込みはどのような状況になっているのか。

委員 小学校の場合は4月に学校へ持って来るための申請を出すようになっている。授業中は必ずランドセルに入れておく。

事務局 付け足しになるが、小学校はほとんどの学校で基本的には持って来ないことになっている。ただし、放課後等の連絡や保護者からの申請があった児童は特別に認めているが、学校では出して見せるとかはしないようにという指導だと思う。

事務局 中学校も小学校と同様で、保護者から何らかの理由がないと許可はしない。原則、学校へ持って来ることを許可されても、学校に来たらすぐに担任に預けるという形を基本としている。

委員 高校はほとんどフリーな状態なので休み時間はいいと思うが、体育の授業をポケットに入れて受け、画面が割れたとか言う。自分が今何をしているのか分かっていけば、体育祭の種目に出る時に携帯をポケットに入れたまま走るとかはないと思うが、そういうことが普通になっていて、肌身離さずという感じになっている。

委員 携帯電話のアンケートについて、家庭でのルールに関する項目4と6の質問で、保護者の回答と子供の回答にかい離がある。この辺の溝を埋められたら子供のネットの使い方を解決できると思うので、引き続きリーフレット等での啓発を続けてほしいと思う。

会長 今回できた資料も含めて、様々な形で、おっしゃるような数字が改善されていったらいいと思う。

委員 リーフレットを作っている時に、みなさんからいただいた意見をどれだけ押し込めるか苦労したが、一番は大人が正しく使えるようにというところや、しっかり話し合ってくださいというところが今のズレでもあると思う。そこをやっていないといけない。

保護者からネット依存で困っている訴えや、ゲームをする時間を減らしてほしいという訴えがあるが、家庭訪問に行くと私たちと話している間、保護者がずっと携帯を触っているような場面もある。大人が手本になっていないところがすごくある。

あと使い始める時、持ち始める時も大事であると思う。幼少期に子育てで便

利だと思うが、ユーチューブを見せて子供を遊ばせている間に大人が用事をする。その時代から子供たちが馴染んでいるので、持ち始めた時にもう一度話しをするのも大変難しくなると思うが、やはり大人がどうやってスマホ等と付き合っていくかということをしっかり考えないといけない。ただ、それはすごく難しいと思っている。ただ、こういうリーフレットを作っていたので、こういうのを持って帰っているはずだから家庭で話し合っ、ということをお我々は相談に来られた保護者に伝えていきたいと思う。

委員 資料1・2を見て、本当に書いてあるとおりに思った。暴力行為、いじめ、不登校、それぞれが増えているという実感もある。不登校の原因についても不安、無気力、いじめもそうだがいじめ以外の人間関係のトラブルもすごく多くなっている。

ある時、中学校の先生に「この子は無気力で不登校なんですか。」と突然聞かれたことがあり、その先生はこの調査を考えていたのかと思うが、私に対応していて、ただただ無気力ではない。しかし学校から見た時には無気力に見えるのだろうと思いつつも、その裏にはいろんな要素があるのに一言でまとめられたらそうなるかと考えたことがあった。本当に不安とか無気力、理由がはっきりしないその他の不登校に対して、私たちがどのように話を進めていくとか日々悩む。

いじめに関しても、いじめられた子は割とスクールカウンセラーにつながる人が多いかと思う。その時はしっかり話も聞かし、その子自身が改善すべき点が見えたならば、そこも話しながら工夫はできるかと思う。しかし、いつも気になるのはその加害者である。いじめた方の子供に対するフォローが必要だろうといつも思うが、なかなかそこまで流れなかったり、時間的に余裕がなかったりして残念に思う部分ではある。

会長 後半におっしゃっていた加害の子供に対する指導について、「成長支援」という観点で対応するようにと国の基本方針（改定版）で示されていて、とても大事なことを指摘していると思った。

また、「被害者に寄り添う」というのは原則としては大事だと思うが、その結果、学校現場にかなり重圧がかかりバイアス（偏り）が生じているように思う。いじめ加害者として指導を受けた生徒が自殺した奄美の事案について、新聞報道を見て直感的に思ったのは、学校の対応に問題があったのかもしれないが、当該教師の問題だけでなく、「被害者が苦痛を訴えたらいじめ」「いじめは絶対に許されない」「早期発見・早期対応が重要」などの考え方が、学校や教師に、「被害者の立場に立ち、早く対応し、加害者を反省させなくてはならない」というプレッシャーを与えているのではないかということだった。それが私はとても悲しかった。

委員 10年ほど前はそんな感じがあったが、加害の生徒にもそれなりの理由があ

るとか、少しずつ学校の先生方に私が言えるようになった。ドラえもののジャイアンはいじめっ子だが家ではすごく怒られていて、ジャイアンにもそれなりの理由があるというように先生方と話を多くもつようにして、何とか加害生徒につないでもらったりして少しずつ理解してもらっているのかなと感じるので、変わってきたのではないかと思う。

会長 いじめにしても、暴力（対教師暴力を含めて）にしても、学校現場の人間からしたら、生徒指導上の事案は、「ダメなことはダメ」とした上で、その問題行動の「背景を読む」というのは常識である。「人間として許されない」などというような身も蓋もない断罪はしない。ダメなことはダメな上で、そうしてそんな行為に至ったのかを教師が把握・理解することが大切だということ。なのに、いじめに関しては、「とにかくダメ」で、「背景を読む」という知恵が吹っ飛んでいる感じがしている。それは、社会問題化の負の側面だと思う。そんな問題が、先ほどの御意見のように、少しずつ、いい意味で改善されてきているということは嬉しく思う。

委員 いじめの資料を見て一番感じたことは、全て右上がりが増えてきているが、今年、中学校で初めて減っている。しかし、資料で出しているメッセージの字面だけで恐縮だが、増えた小学校、高校、特別支援学校はきめ細かい指導が行き届いて、対応が迅速になされた結果こうなっていると。では中学校はその反対で、こういう事ができなかったから増加しなかったのかと、字面だけ見ると思う。増えてないのがきめ細かな指導ができていないのかと読める。中学校はよく頑張っていて、1件でも認知件数も含めて少なくなるように多大な努力をしているので、中学校への配慮もしてほしい。

会長 今日は、2件の報告に対する御意見をいただき、合わせて来年度の取組につながるような御意見もいただいた。ネット依存やフィルタリングの話も出てきた。また、いじめがあった時にどう対応していくのかといった観点からのメッセージも必要だという御意見もいただいた。被害者の存在を想定した取組も大事という御意見もあったと思う。そういったことも含めて、また来年度の取組を検討していきたい。